

7 消 費 税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間に終了した課税期間分の消費税について、平成16年6月30日までの申告（国・地方公共団体等については平成16年9月30日までの申告を含む。）又は処理（更正、決定等）による課税事績を示したものである。

2 消費税の概要

消費税は、国内において事業者が行った資産の譲渡等（国内取引）及び保税地域から引き取られる外国貨物（輸入取引）に対して課税される。

（１）税額の計算

（売上げに係る消費税額） （仕入に係る消費税額）

国内取引.....納付税額 = 課税期間中の課税売上高 × 4 % - 課税期間中の課税仕入高 × 4 %

輸入取引.....納付税額 = 保税地域からの引取価格 × 4 %

（注）１ 課税期間とは消費税の納付税額を計算する単位となる期間をいい、原則として、個人事業者は暦年、法人は事業年度である。

２ 平成 9 年 3 月 31 日までの取引及び税率に関する経過措置の適用がある取引については 3 %。

（２）事業者の納税事務負担を軽減するための措置等

納税義務の免除

基準期間の課税売上高が 3,000 万円以下（平成 16 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間にあっては基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下）の事業者は、納税義務が免除される。

なお、これらの事業者が、課税事業者選択届出書を提出した場合には、消費税の納税義務者となる。

（注）１ 基準期間とは、個人事業者については、その年の前々年をいい、法人については、その事業年度の前々事業年度をいう。ただし、その前々事業年度が 1 年未満である法人については、その事業年度開始の日の 2 年前の日の前日から同日以後 1 年を経過する日までの間に開始した各事業年度を合わせた期間が基準期間となる。

２ 基準期間のない法人のうち、その事業年度開始の日における資本又は出資の金額が 1,000 万円以上の法人については、納税義務は免除されない。

簡易課税制度

基準期間の課税売上高が 2 億円以下（平成 16 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間にあっては基準期間の課税売上高が 5,000 万円以下）の事業者は、課税売上高だけから納付税額を計算できる簡易課税制度の適用を受けることができる。

（算式）納付税額 = 課税期間の課税売上高 × 4 % × （1 - みなし仕入率）